

# 高齢者福祉のしおり



大泉町 健康福祉部 高齢介護課

令和6年4月作成

## 高齢者福祉サービス一覧

サービス名等	利用できる方	利用者負担・補助内容等	問い合わせ・申請等	ページ
緊急通報サービス	65歳以上のひとり暮らしの人等	無料	高齢介護課	1
住宅用火災警報器の設置支援		1台500円(上限2台) (非課税世帯は無料)		2
熱中症計の貸出し	75歳以上のみの世帯等	無料		3
冷房器具購入費の補助	65歳以上のみの世帯等	上限4万円 補助対象経費の2分の1		4
住宅改修費の補助		上限20万円 補助対象経費の5分の2		5
軽度生活の援助		1時間あたり250円 (材料費等は利用者負担)		6
給食サービス		1食200円		7
特殊詐欺等対策機器の貸出し		無料		8
在宅生活の支援 ・ホームヘルプサービス ・デイサービス ・ショートステイ	自立した生活をするために支援が必要な人 (介護保険適用外)	有料		9・10
紙おむつの支給	ねたきりの人等	無料		11
出張 理容・美容サービス		利用券を1年度4枚交付 (1枚2,500円)		12
介護用車両購入費等の補助	車いすを日常的に使用している人等	新車購入:100,000円 中古車等その他は別途確認		13
介護慰労金の支給	ねたきりの人を介護している人	年額12万円		14
補聴器購入費の補助	補聴器の購入が必要な人	購入費用の2分の1 ○非課税者 片耳3万円、両耳5万円 ○課税者 片耳2万円、両耳3万円		15
高齢者等デマンド交通事業	車両にひとりで乗り降りできる人	町内:300円 町外(2カ所):500円		16・17
徘徊探知機の貸出し	認知症の人を介護している人	無料	18	
成年後見制度の利用支援	判断能力が不十分の人	申立費用等	19	
社会福祉協議会の事業	ひとり暮らしの人	—	20	
いすみ福祉号の貸出し (車いす用リフト付き自動車)	車いすで日常行動をしている人	ガソリン代程度負担	社会福祉協議会	21
福祉用具等のリユース	個人で、営利目的としない人	—	22	
地域包括支援センター	—	相談無料	地域包括支援センター	23
老人福祉センター	—	個人使用料と専用使用料	老人福祉センター	24・25
高齢者ふれあいセンター (吉田・寄木戸・北小泉)	60歳以上の人		高齢者ふれあいセンター (吉田・寄木戸・北小泉)	26・27
シルバー人材センター	—	—	シルバー人材センター	28
シルバーお助け隊	—	1回30分 500円		29
配布物の紹介 (買い物支援ガイド等)	—	—	高齢介護課	30・31

※事業ごとに利用できる方の年齢が異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

# 緊急通報サービス

自宅に固定電話がない方も、ご利用いただけます！！

## 内 容

日常生活の安全の確保（急病・災害など）及び精神的不安の解消を図るため、緊急通報装置を貸出します

## 利用できる人

身体上の慢性的な疾患などにより、日常生活の見守りが必要な  
おおむね65歳以上のひとり暮らしの人など

## 緊急通報装置

- 自宅の電話機に緊急通報装置を取付けます  
（ペンダント型のワイヤレス通報装置も貸出します）
- 自宅に固定電話がない方は、携帯型の緊急通報装置を貸出します ※電話機能は付いていません。

緊急通報装置



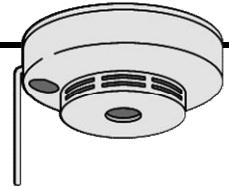
※ 「非常事態（急病など）」 「健康面などで不安がある」 「相談したい」などの場合に、緊急通報装置のボタンを押すと、ALSOKあんしんケアサポート（町の委託事業者）の受信センターにつながります。状況を確認の上、救急車の手配や相談へのアドバイスを行います。

## 利用者負担

- 無料

問合せ先 高齢介護課 62-2121（内線743）  
（保健福祉総合センター 2番の窓口）

# 住宅用火災警報器の設置支援



## 内 容

住宅火災から生命財産を守るため、住宅用火災警報器を  
交付し、取り付けを支援します

## 利用できる人

以下のすべてに該当する人

- ① 住宅用火災警報器が設置されていない住宅に居住している  
65歳以上のひとり暮らしの人など
- ② 町税及び介護保険料の滞納がない世帯の人

## 交付・支援台数

1世帯につき上限2台

## 利用者負担

1台につき、500円

※ 市町村民税非課税世帯・生活保護受給世帯は無料です

※ 取り付け後の設置場所の変更・電池交換・取り外しなどは  
利用者の負担です

注意1： 住宅用火災警報器は、町が選定した物を交付します

注意2： 借家の場合は、設置することについて家主の承諾が必要です

問合せ先	高齢介護課	62-2121（内線743）
	（保健福祉総合センター 2番の窓口）	

# 熱中症計の貸出し

## 内 容

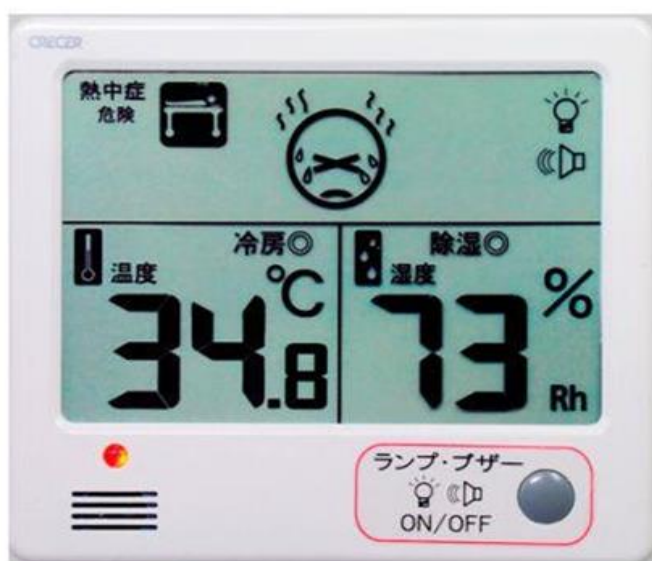
熱中症予防のため、熱中症計を貸出します

## 利用できる人

75歳以上の人のみで構成されている世帯

## 利用者負担

電池代



室内の気温や湿度が警戒値を超えると  
アラームなどで危険を知らせます！

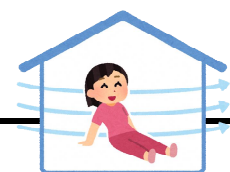
問合せ先

高齢介護課

62-2121（内線743）

（保健福祉総合センター 2番の窓口）

# 冷房器具購入費の補助



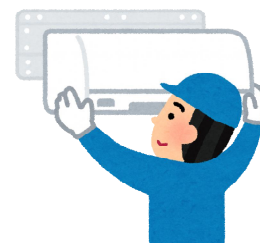
## 内 容

熱中症の事故を未然に防ぐため、冷房器具の購入や設置にかかる費用の一部を補助します

## 利用できる人

町内に1年以上在住している、以下のすべてに該当する人

- ① 70歳以上の人のみで構成されている世帯
- ② 冷房器具を初めて設置する人又は設置から10年以上経過した冷房器具を新たに買い替える人  
※ 設置年数が不明な場合は、職員が本体の製造年を確認します
- ③ 世帯全員の市町村民税が非課税の人
- ④ 世帯全員が町税及び介護保険料の滞納がない人
- ⑤ 世帯全員が冷房器具購入費の補助を受けていない人



## 補助金の額

対象経費の2分の1で、上限4万円

※ 購入後に大泉スタンプ加盟店共通のスタンプ商品券で交付します

注意1： 購入・設置前に、申請が必要です

注意2： 大泉町内の店舗で購入する器具が対象です

注意3： 買い替えの場合、それ以外に使用できる冷房器具がある場合は対象外です

問合せ先 高齢介護課 62-2121（内線743）  
（保健福祉総合センター 2番の窓口）

# 住宅改修費の補助

## 内 容

日常生活の利便性と生活の質の向上を図るため、住宅改修費の一部を補助します

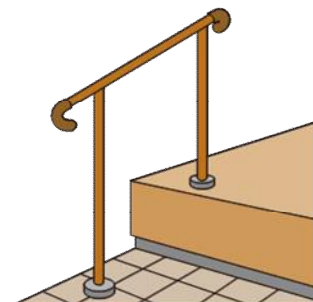
## 利用できる人

住宅の改修が必要と認められる、以下のすべてに該当する人

- ① 町内に在住する60歳以上の人
- ② 世帯全員の市町村民税が非課税の人
- ③ 世帯全員が介護保険法における要支援者又は要介護者ではない人
- ④ 世帯全員が介護サービスの住宅改修費の支給を受けていない人
- ⑤ 世帯全員が町税及び介護保険料の滞納がない人

## 住宅改修の範囲

- 手すりの取付け
- 床段差の解消
- 滑り防止及び移動の円滑化等のための床材の変更
- 引き戸等への扉の取替え
- 洋式便器等への便器の取替え
- その他



## 補助金の額

住宅改修費の5分の2で、上限20万円

※1世帯につき1回限り

問合せ先 高齢介護課 62-2121（内線743）  
（保健福祉総合センター 2番の窓口）

# 軽度生活の援助

## 内 容

軽易な日常生活上の作業などを行う際の費用の一部を補助します

## 利用できる人

日常生活上の援助が必要な、おおむね65歳以上のみの世帯で、世帯全員の市町村民税が非課税の人

## サービスの範囲

※町が委託するシルバー人材センター等の事業所が実施します

- 買物、家屋内の整理・整頓、その他の家事、外出時の援助
- 除草等
- 草刈り等
- 庭・生け垣・庭木等家周りの手入れ
- その他在宅のひとり暮らし高齢者等の生活支援に資する軽易な日常生活上の援助

## 利用者負担

1時間につき250円（利用の上限は6時間）

※作業に機材等を使用する場合、その費用は自己負担となります

注意1：作業を依頼する前に、申請が必要です

注意2：非課税の確認をするため、毎年申請が必要です



問合せ先 高齢介護課 62-2121（内線743）  
（保健福祉総合センター 2番の窓口）



# 給食サービス

## 内 容

ひとり暮らしの人などの食生活の安定を図り、地域とのふれあいを促進するために、定期的に昼食を届けます

## 利用できる人

おおむね65歳以上の人のみで構成されている世帯で、身体的又は精神的機能低下等により、買い物が難しく、炊事が困難な人

## 利 用 日

月曜日から金曜日までの最大週5日

※ 土曜、日曜、祝日及び年末年始はお休み

## 利用者負担

1食につき200円

※ ひと月分をまとめて、翌月に社会福祉協議会職員が集金に伺います



## 注意

自転車や車の運転が  
ができ、買い物に  
行ける人は対象外です

東毛給食センター  
おげんきですか  
お弁当をお届けします!  
目替りメニューでお届けします! お社の食事を栄養バランスのとれたお弁当にしてみませんか?  
お買い得や料理の  
手順を譲りたい!  
両親がちゃんとした  
飯事を食べているのが心配!  
偏りがちな食生活を  
調整したい!  
いろいろな種類の  
料理を食べたい!  
店が高くて  
お買い物が大変!  
バランスのいい飯事を  
おいしく食べたい!  
1食あたり  
標準量  
400kcal  
宅配料込み  
1食 515円  
（おかず+ご飯）  
○ごはん150g(250kcal)も  
セットです。  
ご注文は  
東毛給食センター ☎0276-62-4181  
FAX:0276-62-7251  
●出来たてのお弁当を冷却してお届けします。レンジで温めるだけでおいしく召し上がいただけます。

問合せ先

高齢介護課

62-2121 (内線743)

(保健福祉総合センター 2番の窓口)

# 特殊詐欺等対策機器の貸出し

## 内 容

特殊詐欺等の被害防止を図り、生活不安の解消及び市民の財産を守るため、特殊詐欺等対策機器を貸出します

## 利用できる人

おおむね65歳以上の人のみで構成されている世帯など

## 貸与機器

自動発報機能付き振り込め詐欺抑止装置

※ ご自宅の固定電話に取り付けることで、着信時に警告メッセージが流れ、会話内容を録音する装置です

## 貸出し期間

1年間

## 利用者負担

一般通話料



～流れるメッセージ～

～♪～  
この電話は、  
振り込め詐欺などの  
犯罪被害防止の  
ため、会話内容が  
自動録音されます。  
～♪～

問合せ先

高齢介護課

62-2121 (内線743)

(保健福祉総合センター 2番の窓口)

# 在宅生活の支援

## 内 容

日常生活の自立を支援するため、各サービスを提供します

## 利用できる人

介護保険の要介護認定で「非該当」と判定された人のうち、自立した日常生活を送るうえで生活支援サービスの提供が必要と認められた人

## ホームヘルプサービス

ホームヘルパーが利用者のご自宅を訪問し、家事の援助をします

## サービスの範囲

- 家事援助 調理、衣類の洗濯・補修、住居等の掃除・整理整頓、生活必需品の買物、関係機関等との連絡、その他
- 相談・助言 生活・身の上に関する相談・助言、その他
- その他 安否確認、その他

## 利用者負担

1回の派遣時間が、

- 30分以上1時間未満 208円
- 1時間30分未満 291円
- 1時間30分を超えて、30分ごと 83円

## デイサービス

デイサービスセンターにおいて、入浴などの各種サービスを提供します

### サービスの範囲

- 生活指導
- 健康チェック
- 日常動作訓練
- 入浴サービス
- 養護
- 送迎

### 利用時間

おおむね、午前10時から午後4時 ※ 日曜、年末年始はお休みです

### 利用者負担

- デイ利用 1日 482円
- 入浴サービス 1回 39円
- 送迎サービス 片道 44円

※ 給食サービスを利用される場合は、全額自己負担となります  
利用施設に直接お支払いください

## ショートステイ

一時的に、自宅で生活することが困難となる場合、老人ホームなどでお預かりします

### 利用者負担

- 特別養護老人ホームの場合 1日につき 645円
- 特別養護老人ホーム以外の場合 1日につき 381円

※ 滞在費、食費は全額自己負担となりますので、利用施設に直接お支払いください

問合せ先 高齢介護課 62-2121 (内線743)  
(保健福祉総合センター 2番の窓口)



# 出張理容・美容サービス

## 内 容

在宅でねたきりの人などの自宅に理容師・美容師が訪問し、散髪・洗髪・整容などを行います

## 利用できる人

おおむね65歳以上の人で、在宅においてねたきり状態が1年以上継続し、自力で理髪店又は美容院に行くことのできない人

## 利用券の交付枚数

1枚2,500円相当の利用券を1年度あたり4枚まで交付します

※一度のサービス利用につき、1枚まで使用できます

2,500円を超えた額については利用者負担となります

2,500円に満たない場合、釣銭は支払われません



問合せ先

高齢介護課

62-2121（内線743）

（保健福祉総合センター 2番の窓口）

# 介護用車両購入費等の補助

## 内 容

在宅で生活している人が、外出するために必要な車いす仕様等の介護用車両の購入又は改造に要する費用の一部を補助します

## 利用できる人

おおむね65歳以上の人で、車いすを日常的に使用、または使用が見込まれ、以下のすべてに該当する人

- ① 要介護者及び要介護者と同一の世帯に属する人の、市町村民税の所得割の合算額が16万円未満の世帯の人
- ② 世帯全員が町税及び介護保険料の滞納がない人

## 補助金の額

福祉車両（車いす仕様の新車購入）：100,000円

※上記以外（福祉車両の中古車の購入等）はお問い合わせください

※1世帯につき1回限り

注意：購入（契約）前にご相談ください



問合せ先

高齢介護課

62-2121（内線743）

（保健福祉総合センター 2番の窓口）

# 介護慰労金の支給

## 内 容

ねたきりや認知症の人を在宅で1年以上介護しているご家族に、介護慰労金を支給し、その介護の労をねぎらいます

## 利用できる人

65歳以上のねたきりや認知症の人（要介護4又は5の認定を受けた人）を、在宅で1年以上介護している人

※ 在宅で1年以上とは

支給対象となる期間において、ショートステイ及び入院等により在宅生活を離れた期間が100日を超えないこと

要介護認定申請をしていないが、要介護4又は5に相当する人を在宅で1年以上介護している場合も対象となります

（申請後、町で要介護認定に準じた調査を行わせていただきます）

## 支 給 額

年額12万円



問合せ先

高齢介護課

62-2121（内線743）

（保健福祉総合センター 2番の窓口）



# 補聴器購入費の補助

## 内 容

加齢による聴力の低下により、日常生活を営むのに支障がある在宅の人に対し、コミュニケーションの確保に必要な補聴器の購入に要する費用の一部を補助します

## 利用できる人

町内に在住する在宅の65歳以上で、以下のすべてに該当する人

- ① 障害者総合支援法に基づく補装具費の支給を受けることができない人
- ② 両耳の聴力が50デシベル以上又は一耳の聴力が30デシベル以上かつ他耳の聴力が70デシベル以上の人
- ③ 聴力の低下により日常生活に支障があり補聴器の使用が必要であると、一般社団法人日本耳鼻咽喉科学会が認定した耳鼻咽喉科専門医が判断した人
- ⑤ 町税及び介護保険料の滞納がない人



## 補助金の額

購入費用の2分の1で、上限は下記のとおり

○市町村民税 **非課税者**の場合

- ・片耳装用の補聴器 3万円
- ・両耳装用の補聴器 5万円

○市町村民税 **課税者**の場合

- ・片耳装用の補聴器 2万円
- ・両耳装用の補聴器 3万円

注意：購入前にご相談ください

問合せ先 高齢介護課 62-2121（内線743）  
（保健福祉総合センター 2番の窓口）

# 高齢者等デマンド交通事業



自宅から目的地まで  
行ける便利なバスです

## 内 容

- ・65歳以上の人などを対象とした「予約制乗り合いバス」です
- ・ご利用には「登録証」と乗車の事前予約が必要です
- ・事前予約は、予約センター(0276-60-1313)へ電話で利用予約をしてください

※ 付添者も同乗できます（外出先において援助を必要とする場合）

[付添者の条件]

満12歳以上で車両に1人で乗り降りができる人

- ・付添者の登録が必要となりますので、事前に申請してください
- ・付添者の同乗は登録者1人につき1人までとなります
- ・付添者の運賃は登録者と同額です

## 利用できる人

- 町内在住の65歳以上の人で、1人でバスの乗り降りができる人
- 妊娠中の人・未就学児も利用できます
- ※ 陣痛の際はご利用できません
- ※ 未就学児は、利用登録している人の同伴が必要です

登録証→

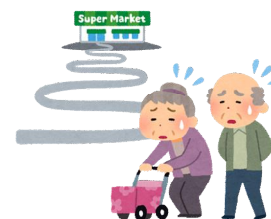


※「登録証」の発行は、高齢介護課へ直接または電話にて申請をしてください

## 運行日時

平日（月曜日～金曜日） 午前7時～午後5時

※ 土曜、日曜、祝日及び年末年始は運休



## 運行場所

ご自宅前、町内の指定乗降所、堀江病院、県立がんセンター

## 予約できる期間

利用日の1週間前から、利用したい時間の1時間前まで

## 予約受付時間

平日（月曜日～金曜日） 午前9時～午後0時、午後1時～午後4時

## 運賃（片道）

町内 ⇄ 町内 : 300円      町内 ⇄ 町外 : 500円

※ 未就学児は無料

※ 中学生以下の付添者は100円

※ 登録証を提示し、乗車時にお支払いください

（バス内で3,000円の利用回数券（11回分）を販売しています）



問合せ先

高齢介護課

62-2121（内線743）

（保健福祉総合センター 2番の窓口）

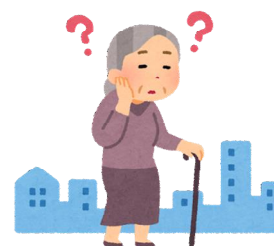
# 徘徊探知機の貸出し

## 内 容

徘徊の心配がある認知症の人を介護しているご家族に対し、所在位置を  
探知できる発信器を貸出します

## 利用できる人

65歳以上の認知症の人を在宅で介護している人



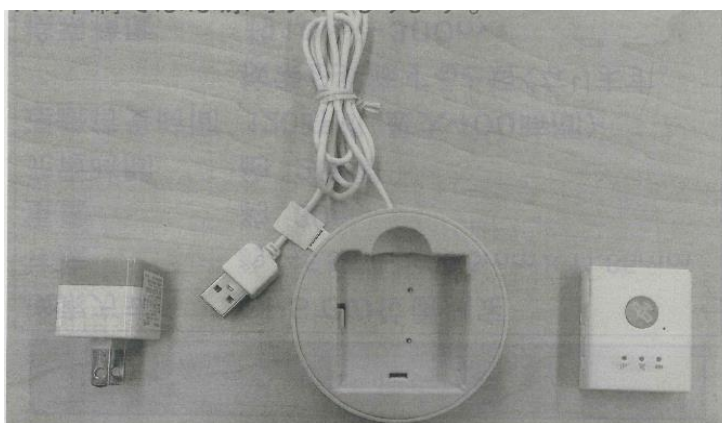
## 利用方法

発信器を認知症の人に携帯させ、行方不明になった際には、利用者  
から町が委託した探知サービス事業者に探索を依頼し、その所在位置の  
情報を受け取り、速やかに搜索を行います

※ 24時間365日対応可能です

## 利用者負担

充電費用



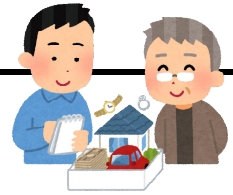
問合せ先

高齢介護課

62-2121（内線743）

（保健福祉総合センター 2番の窓口）

# 成年後見制度の利用支援



## 成年後見制度とは

認知症などにより判断能力が不十分な人は、不動産や預貯金の財産管理や介護・福祉サービスを利用するための手続きが難しい場合があります  
また、悪質商法の被害にあってしまうおそれもあります

このような判断能力が不十分な人を保護・支援するのが成年後見制度です

## 成年後見制度利用支援の内容

日常生活において介護保険サービスなどを必要とする人で、身寄りがない、親族などによる後見等開始の審判の申立てができない人について町長が変わって申立てを行います

また、制度を利用するにあたって費用を負担することが困難な人に対して、審判の申立てにかかる費用や後見人等への報酬の補助を行います

## 利用できる人

成年後見制度を利用することが有効であると認められる認知症の人などで、次のいずれかに該当する人

- 生活保護を受給している世帯の人
- 非課税世帯の人で町の補助を受けなければ制度の利用ができない人

問合せ先	高齢介護課	62-2121 (内線743)
	(保健福祉総合センター	2番の窓口)
	地域包括支援センター	63-2294
	(保健福祉総合センター内)	

## 社会福祉協議会の事業

社会福祉協議会では、ひとり暮らしの人の福祉の増進を図るためにボランティアの方々のご協力により、次の事業を実施しています  
利用条件等詳しくはお問い合わせください

### 友 愛 訪 問

75歳以上のひとり暮らしの人の安否確認と地域とのふれあいを深めることを目的に、ボランティアによる定期的な訪問を行っています

### ふれあい給食サービス

80歳以上のひとり暮らしの人の安否確認と食生活の安定を図ることを目的に、月に2回、大泉町ボランティア協議会の皆さんによる、おいしい手作り弁当を調理・配達しています

### ひとり暮らし高齢者 年末ふれあい事業

75歳以上のひとり暮らしの人に楽しい年末年始を過ごしてもらうため地区社会福祉協議会を通じて、記念品を配布しています

問合せ先

社会福祉協議会

63-2294

(保健福祉総合センター内)

# いずみ福祉号の貸出し (車いす用リフト付き自動車)

## 内 容

車いすで日常生活を送っている人が外出する際に、車いすのまま乗ることができるリフト付きの自動車を貸出します

## 利用できる人

- 身体障害者手帳の交付を受けた人で、車いすで日常行動している人
- 高齢のため、車いすで日常行動している人
- 傷病などで、一時的に車いすで日常行動している人

※ 運転は利用する人の家族等に行っていただきます

## 利用者負担

ガソリン代程度の費用



問合せ先

社会福祉協議会

63-2294

(保健福祉総合センター内)



# 福祉用具等のリユース

## 内 容

福祉用具等を譲りたい人と欲しい人の仲介を社会福祉協議会が行い、再利用のお手伝いをします

## 対象用具等

- 歩行器      ○ スロープ      ○ 杖      ○ 入浴補助用具
- シルバーカー（手押し車）      ○ セニアカー（電動車）
- チャイルドシート      ○ ベビーカー      等



## 利用できる人

町内に住所を有する人で、営利を目的としない人

## 利用上の注意

- 利用登録が必要です
- 仲介後の交渉、受け渡しは、双方の責任で誠実に行ってください
- 譲渡や使用に関して問題が乗じた場合、一切の責任は負いかねますので、ご了承ください



問合せ先

社会福祉協議会

63-2294

（保健福祉総合センター内）



# 地域包括支援センター

地域で暮らすシニアのみなさんを、介護、福祉、健康、医療など、さまざまな面から総合的に支えるために設けられました

みなさんがいつまでも健やかに住みなれた地域で生活をしていけるよう、地域包括支援センターを積極的にご利用ください

## 介護予防業務

みなさんの介護予防をお手伝いするために、様々な事業を行います

・・・自立して生活できるように支援します



## 権利擁護業務

お金の管理や契約に関することに不安があるとき、頼れる家族がいない場合は、成年後見制度等を利用でき、センターでは手続きの支援をします

また、高齢者虐待の早期発見・把握に努め対応します

そのほか、悪質な詐欺商法や消費者金融などの消費者被害の防止など様々な権利に関する問題に対応します

・・・みなさんの権利を守ります



## 総合相談業務

介護に関する相談や悩み以外にも、健康や福祉、医療や生活に関することなど、どのような相談にも対応します

・・・お気軽にご相談ください



## 通常相談日時

月曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時15分

※ 土曜、日曜、祝日、年末年始は除きます

問合せ先 地域包括支援センター 63-2294

(保健福祉総合センター内)

# 老人福祉センター

老人福祉センターは、シニアの福祉を充実し、シニアのための各種相談、健康の増進と教養の向上を図るための施設です

## 開館時間

午前9時30分から午後4時

浴室利用時間：午前10時から午後3時30分

カラオケ利用時間：午後0時から午後3時



## 休館日

- ・ 日曜日及び月曜日（敬老の日を除く）
- ・ 12月28日～1月4日
- ・ 国民の祝日（敬老の日を除く）
- ・ 敬老の日の翌日

## 利用方法

保険証や運転免許証など、年齢や住所が分かるわかるものを持参し、受付に提示してください

なお、老人福祉センター専用の「青春切符」を発行しています

希望する場合は、受付にてお申し付けください

※ 団体で使用する場合は、許可申請書を老人福祉センターへ提出し、許可を受けてから使用してください



## 利 用 料

### ◎ 個人使用料

区分		使用料（1日）
町内住民	満60歳以上の人	無料
	小学生及び中学生	無料
	未就学児	無料
	身体障害者手帳、療育手帳 又は 精神障害保険福祉手帳の 交付を受けている人	無料
	上記以外の人	220円
町外住民	満60歳以上の人	330円
	満59歳以下の人 （下記の人を除く）	550円
	小学生及び中学生	220円
	未就学児	110円

### ◎ 専用使用料

区分	使用料（1時間）
教養娯楽室	220円
第1娯楽室	110円
第2娯楽室	110円
第3娯楽室	110円
和室	110円

問合せ先	老人福祉センター    63-3555 (大泉町西小泉5-6-1)
------	--------------------------------------

# 高齢者ふれあいセンター

高齢者ふれあいセンターは、シニア世代の相互の交流、健康の増進や教養の向上を図るとともに、生きがい活動の場を提供し、日常生活の自立を支援することを目的に設置した介護予防施設です

高齢者ふれあいセンター「吉田」「寄木戸」「北小泉」の3館があります

## 開館時間 (3館共通)

午前9時30分から午後4時

浴室利用時間：午前10時から午後3時30分

カラオケ利用時間：午後0時から午後3時30分

## 休館日

◎ 3館共通の休館日です

- ・ 12月28日～1月4日
- ・ 国民の祝日（敬老の日を除く）
- ・ 敬老の日の翌日



◎ 吉田・寄木戸・北小泉それぞれの休館日です

- ・ 吉田 日曜日及び月曜日（敬老の日を除く）
- ・ 寄木戸、北小泉 金曜日及び土曜日

## 利用方法

保険証や運転免許証など、年齢や住所が分かるわかるものを持参し、受付に提示してください

なお、高齢者ふれあいセンター専用の「利用券」を発行しています  
希望する場合は、受付にてお申し付けください

※ 団体で使用する場合は、許可申請書を高齢者ふれあいセンターへ提出し、許可を受けてから使用してください

## 利 用 料

### ◎ 個人使用料

区分		使用料（1日）
町内住民	満60歳以上の人	無料
	身体障害者手帳、療育手帳 又は 精神障害保険福祉手帳の 交付を受けている人	無料
町外住民		330円

### ◎ 専用使用料（吉田）

区分	使用料（1時間）
カラオケ室	220円
健康トレーニング室	220円
学習室	110円

### ◎ 専用使用料（寄木戸・北小泉）

区分	使用料（1時間）
カラオケ室	220円
健康トレーニング室	220円
講座室	110円
サークル室	110円

### 問合せ先

- ◇ 高齢者ふれあいセンター吉田  
20-0288（吉田2315番地の1）
- ◇ 高齢者ふれあいセンター寄木戸  
20-3039（寄木戸963番地の1）
- ◇ 高齢者ふれあいセンター北小泉  
61-0030（北小泉三丁目16番2号）

# シルバー人材センター

就労することは望まないが、「自らの能力や経験を活かして働く機会を得たい」「社会に役立つ仕事をしたい」「追加的な収入を得たい」「生きがいの充実や社会参加をしたい」という、働く意欲をもつ人が会員となり、民間事業所・個人家庭・公共団体等からの日常生活に密着した臨時的かつ短期的な仕事を引き受け提供する高齢者の公共・公益的な団体です

## 会員になるには

町内在住で、原則60歳以上の働く意欲のある健康な人なら、どなたでも加入できます

## 仕事を頼むには

電話でご相談ください

### 【作業内容例】

- 屋内外の清掃
- 除草
- 枝下ろし
- パソコン講師
- 一般事務
- など幅広く承っております



問合せ先

シルバー人材センター 61-2230

(大泉町吉田2011番地の1)

# シルバーお助け隊

日常生活でのちょっとした困りごとをワンコイン（30分500円）でサポートする「シルバーお助け隊」をシルバー人材センター内に設置しています

## シルバーお助け隊とは

困りごとが発生した際、シルバー人材センターに電話で申し込みをすると、シルバー人材センターの「シルバーお助け隊」の隊員が依頼者宅を訪問してサポートします

## サポートの内容

日常生活上で必要な、30分程度で行える軽微な作業

- 電球・蛍光灯等の取替
- 生活必需品の買物
- ストーブの灯油入れ
- 電器製品の電池交換
- 洗濯物や布団干し・取り込み
- ゴミ出し
- 植木の水やり など

## 利用料金

1回500円（30分以内）

※ ただし、蛍光灯や買物の購入代金などは利用者の実費負担



問合せ先

シルバー人材センター 61-2230  
(大泉町吉田2011番地の1)

## 配布物の紹介

高齢介護課が配布しているガイド等をご紹介します

### 配布先

大泉町大字吉田2465

大泉町保健福祉総合センター 2番窓口

高齢介護課

## 買い物支援ガイド

日々の生活に必要な食料品や日用品などを配達してくれる大泉町内のお店や、買い物支援に関する情報を掲載している「大泉町買い物支援ガイド」を配布しています

「お店が近くにない」「買った物が重い」といった理由で、買い物にお困りの方のお役にたてればと作成しましたので、ぜひご利用下さい



## ぐーちょきシニアパスポート

ぐーちょきシニアパスポートとは、シニア世代の積極的な外出を促し、地域との交流や自身の健康維持につなげることを目的としたカードです  
群馬県介護高齢課が作成し、各市町村にて配布を行っており、県内の協賛店舗で提示することでさまざまなサービスを受けることができます

### 利用できる人

県内に住む65歳以上の人

配布時に氏名・住所・生年月日が確認できるものをご提示下さい





## エンディングノート

「私のエンディングノート 歩んできた道 望む未来」を配布しています  
このノートは、遺言書のような法的拘束力は持ちませんが、万一のことが起きたときに備えて、ご自身の希望や思いを書き留め、残された家族や知人に思いを託すことができるノートです

### 保管サービス

ひとり暮らしの人がなくなられた際、ご家族が遠方に住んでいる等の理由でエンディングノートが発見されない事態を防ぐため、町が保管をし、指定された人へ返還するサービスです

※A4サイズです



## エンディングノートMOTTE

治療・看護・介護に特化したエンディングノートで、自分の意思を周囲に伝えられなくなった時に希望する治療やケアを受けるために活用できるノートです



問合せ先

高齢介護課 62-2121

(保健福祉総合センター 2番の窓口)



高齢者福祉のしおり 令和6年4月発行

大泉町 高齢介護課 高齢福祉係